配当率（普通株、公的資金分）						―	―	―	―	―
配当率（普通株、民間調達分）						―	―	―	―	―
配当率（優先株、公的資金分）						―	―	―	―	―
配当率（優先株、民間調達分）						―	―	―	―	―
配当性向						―	―	―	―	―

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第27条第３項の規定により適用する法第17条第１項の規定による決定（法附則第27条第３項の規定により適用する法第19条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

２　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十四（附則第53条関係）　［様式を加える。］

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第29条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第４　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

第５　収益の見通し

第６　法附則第29条第１項の規定により法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第７　法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。